

寺院法度 はつと

一、比叡山ひえいざんの衆徒は、(仏教の) 教学に励まなければ、(比叡山の坊舎ぼうしやに) 居住することはできない。ただし (織田信長による焼き打ちからの) 再興の時から住み続けている僧と坊舎を建立した者は、(本人) 一代だけであれば学問的に十分な素養がなくても (居住を) 許容する。

一、(仏教の) 教学に励んでいたとしても、その行いが良くない場合は、比叡山を離れなくてはならない。

一、坊舎や領地を売買したり質入れたりすることなどは、一切行つてはならないこと。

慶長十三けいちよう (一六〇八) 年八月八日

(家康黒印)